

## 鳥取県告示第 141 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字加谷字西ノ谷奥774の2、大字大谷字若杉178の1、178の6、178の81、178の181、字堂ノ子944、945、946の1から946の6まで、947、948、字穴谷949、950の1、950の2、951から953まで、954の1、954の2、955の1から955の3まで、字荒神谷956の1から956の6まで、957から962まで、字帝釈寺1128の2、1128の6、1128の17、1128の19、1128の24、大字木地山字能谷奥826の21、大字福山字カンナカ谷245の3から245の8まで、245の14から245の16まで、字小平谷272、字不動谷276の1、字定十平369の1、370の1、字清水谷371、372、374、大字穴鴨字猿返1374の2、1374の4（次の図に示す部分に限る。）、1374の5、1374の17から1374の35まで、大字田代字高丸700の2（次の図に示す部分に限る。）、700の3から700の6まで、700の32、字真山741の2（次の図に示す部分に限る。）、741の3から741の5まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### （1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）